

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金 （「調整給付金」）のご案内

「調整給付金」とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては**、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

調整給付金額の計算方法

(1)「所得税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額
3万円×（本人+扶養親族数）

令和6年分**推計**所得税額
（減税前）※

①所得税分控除不足額
①<0の場合は0

※現時点で入手可能な令和5年所得等を参考に、国が定めた算定基準に基づき算出しています。令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、不足額を令和7年以降に**追加給付**予定です。

(2)「住民税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額
1万円×（本人+扶養親族数）

令和6年度分住民税所得割額
（減税前）

②住民税分控除不足額
②<0の場合は0

➡ 調整給付額=①+②（一万円単位で「切り上げて」算出）

モデルケース①(2人世帯) 夫婦2人

所得税

定額減税可能額 3万円×2人
6万円

令和6年分**推計**所得税額（減税前）
4,800円

①所得税分控除不足額
55,200円

①<0の場合は0

住民税
所得割

定額減税可能額 1万円×2人
2万円

令和6年度分住民税所得割額（減税前）
12,000円

②住民税分控除不足額
8,000円

②<0の場合は0

➡ 調整給付額=①55,200円+②8,000円=63,200円
70,000円給付（一万円単位で「切り上げて」算出）

モデルケース②(5人世帯) 夫婦と子ども3人（住宅ローン控除あり※）

所得税

定額減税可能額 3万円×5人
15万円

令和6年分**推計**所得税額（減税前）
0円

①所得税分控除不足額
150,000円

①<0の場合は0

住民税
所得割

定額減税可能額 1万円×5人
5万円

令和6年度分住民税所得割額（減税前）
100,000円

②住民税分控除不足額
0円（-50,000円）

②<0の場合は0

➡ 調整給付額=①150,000円+②0円=150,000円
150,000円給付（一万円単位で「切り上げて」算出）

※住宅ローン控除を所得税で引ききっている方（住民税では適用がない方）、寄付金控除がある方などは、国が定めた「算定ツール」の仕様上、実際の所得税額と一致しない場合があります。（追加給付対象）

給付金の支給手続き

対象者の方には市区町村（注）から
支給のお知らせをお届けします。



市で口座情報が確認できる方が対象

【原則手続き不要】

- 支給口座欄に記載の口座に振り込みを行います。

支給予定日：令和6年8月23日（金）



【手続き必要】な場合

※期限：令和6年8月6日（火）まで受付可

- 下記のいずれかに該当する場合は、給付金窓口までご連絡ください。

- ア 振込口座の変更手続きを行う場合
- イ 本給付金を辞退の希望をする場合



確認書を送付します。

対象者の方には市区町村（注）から
確認書をお届けします。



【手続き必要】

- 給付金を受け取るには、**返信が必要**です。
- 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類（写し）・振込先金融機関口座確認書類（写し）と一緒にご返信ください。



審査の上、順次、給付金を
口座振込いたします。

※市区町村が確認書を受理した日からおおむね
4週間後が目安です。

申請期限：令和6年10月31日（木）（消印有効）

（注）令和6年度個人住民税課税団体

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

- 守山市 健康福祉部生活支援相談課（給付金窓口）

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金窓口

TEL. 077-516-4090

受付時間 平日 8:30～17:15（土日祝を除く）

※詳しくは、守山市または内閣府ホームページでご確認ください。

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)